

いわて木造住宅耐震改修事業者登録制度要綱

(平成 19 年 10 月 30 日建住第 666 号)

最終改正 令和 7 年 6 月 5 日建住第 236 号

(趣旨)

第 1 この要綱は、岩手県内に木造住宅を所有する者が安心して木造住宅の耐震改修を実施できるよう、岩手県知事（以下「知事」という。）が木造住宅の耐震改修工事を行う事業者を登録するために必要な事項を定めるものである。

(定義)

第 2 この要綱において「事業者」とは、耐震改修工事の設計、工事監理又は施工を自ら業として行う者をいう。ただし、二以上の事務所を有する者にあつては、当該各事務所をそれぞれ別の事業者とみなす。

2 この要綱において「登録事業者」とは、「いわて木造住宅耐震改修事業者」として、知事の登録を受けた事業者をいう。

3 この要綱において「講習」とは、木造住宅の耐震改修工事を行う者が最低限必要な知識を修得することを目的とする講習であつて、一般社団法人岩手県建築士会又は一般社団法人岩手県建築士事務所協会（以下「建築関係団体」という。）が、知事からの要請を受けて行うものをいう。

4 この要綱において、「講習受講登録者」とは、講習を受講した者であつて、登録事業者が提出した第 4 第 3 号に規定する書類に記載された者をいう。

5 この要綱において、「耐震改修工事に関する事業」とは、次の各号に掲げる事業をいう。

- (1) 建築物の耐震診断
- (2) 建築物の耐震改修工事
- (3) 建築物の耐震改修設計又は工事監理
- (4) 建築物の耐震化に係る相談業務
- (5) 建築物の耐震化に係る普及啓発・営業活動等
- (6) 建築物の耐震化に係る研修等への参加

(登録)

第 3 「いわて木造住宅耐震改修事業者」の登録は、木造住宅の耐震改修工事を行う上で最低限必要な知識及び技能を有する事業者として登録を受けようとする者の申請に基づき、知事が行う。

2 前項の規定による登録の有効期間は、登録を行った日から 3 年を経過した日の属する年の末日までとする。

3 第 1 項の登録の有効期間の満了後、引き続き登録を希望する事業者は、更新の登録を受けなければならない。

4 前項の規定により更新の登録を受けようとする事業者は、有効期間満了の日の前 30 日までに登録申請書を提出しなければならない。

(登録の申請)

第4 第3第1項又は第3項の規定による登録を受けようとする者（以下、「登録申請者」という。）は、いわて木造住宅耐震改修事業者登録申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、第3第3項の規定による申請の場合には、第5号の添付を省略することができる。

- (1) 登録申請者の主たる事務所が県内であることを証するものの写し（登記事項証明書等）
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) いわて木造住宅耐震改修事業者登録票（以下、「登録票」という。）（様式第3号）
- (4) 同意書（様式第4号）
- (5) 講習受講登録者となろうとする者に係る講習修了証の写し

(登録の実施)

第5 知事は、第4の規定による登録の申請があった場合においては、第6の規定により登録を拒否する場合を除くほか、いわて木造住宅耐震改修事業者登録台帳（以下、「登録台帳」という。）（様式第5号）に登録するものとする。

2 知事は、前項の規定による登録をした場合においては、その旨を、当該登録申請者に対していわて木造住宅耐震改修事業者登録通知書（以下、「登録通知書」という。）（様式第6号）により通知するものとする。

(登録の拒否)

第6 知事は、登録申請者が、次の各号のいずれかに該当する場合又は登録申請書に重要な事項についての虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合は、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 県内に主たる事務所を有しない者
- (2) 講習受講登録者となろうとする者が所属していない者
- (3) 拘禁刑以上の刑に処せられた者
- (4) 建築士法（昭和25年法律第202号）、建設業法（昭和24年法律第100号）又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた者
- (5) 過去5年以内に建築士法、建設業法等の建築物の建築に関する法律による処分を受けた者
- (6) 第14第1項第1号、第2号又は第3号に規定する事由により登録の取消しを受けてから3年を経過していない者
- (7) 第14第1項第4号に規定する事由により登録の取消しを受けてから1年を経過していない者、又は、1年を経過する者にあつては過去1年以内に耐震改修工事等の実績がない者
- (8) 代表者又は講習受講登録者となろうとする者が第3号から第6号までのいずれかに該当するもの

2 知事は、前項の規定により登録を拒否した場合には、いわて木造住宅耐震改修事業者登録拒否通知書（様式第7号）により、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(登録通知書の掲示)

第7 登録事業者は、登録通知書を事務所内の公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。

(登録事項の変更)

第8 登録事業者は、登録票に記載した事項のうち、次の事項に変更が生じたときは、速やかに、知事に、いわて木造住宅耐震改修事業者登録事項変更届出書(様式第8号)を提出しなければならない。

- (1) 事業者の名称
- (2) 代表者の氏名
- (3) 事業者の事務所の所在地
- (4) 建築士事務所登録又は建設業許可の番号
- (5) 事業区分
- (6) 講習受講登録者

2 前項の規定による届出をしようとする登録事業者は、第4第3号及び第4号の書類に加えて、変更事項が前項第1号、第2号又は第3号に係る場合にあつては第4第1号による書類、前項第6号に係る場合にあつては第4第5号による書類を添付しなければならない。

3 知事は、第1項の届出書を受理した場合は、登録台帳につき、当該変更に係る登録を変更し、当該登録事業者に対して登録通知書により通知する。

(耐震改修工事に関する事業の実績報告)

第9 登録事業者は、毎年1月31日までに前年の建築物の耐震改修工事に関する事業の実績等について、登録票及び同意書により、知事に報告しなければならない。

(講習)

第10 講習は、事業者又はそれに属する者であつて、次の各号のいずれかに該当する者でなければ受講できないものとする。

- (1) 建築士法第2条第1項に規定する建築士
- (2) 建設業法第27条に基づく技術検定で、建築施工管理(二級においては受検種別が建築であるものに限る。)の種目において合格した者
- (3) 建築物の建設工事に関する業務について7年以上の実務経験を有する者
- (4) その他知事が前各号と同等以上の知識及び技能を有すると認める者

2 建築関係団体は、講習を修了した者について、講習修了者台帳を作成するとともに、講習修了証を交付するものとする。

(登録事業者の責務)

第11 登録事業者は、県民が安心して耐震改修工事の設計、工事監理又は施工等を依頼できるように誠意を持って良心的に耐震改修工事及びその相談などの業務を行わなければならない。

ならない。

- 2 登録事業者は、県などが行う耐震改修工事に係る普及啓発活動に積極的に協力するよう努めなければならない。

(秘密保持義務)

- 第 12 登録事業者は、正当な理由がなければ耐震改修工事の業務に従事して知り得た秘密を漏らしてはならない。登録事業者でなくなった後であっても、また同様とする。

(登録の取消しの申請)

- 第 13 登録事業者は、いわて木造住宅耐震改修事業者登録取消申請書（様式第 9 号）により、登録の取消しを、知事に申請することができる。

(登録の取消し)

- 第 14 知事は、次の各号に掲げる場合においては、登録台帳につき、当該登録事業者に係る登録を取り消さなければならない。

- (1) 虚偽又は不正の事実に基づいて第 3 第 1 項又は第 3 項の規定による登録を受けたとき。
- (2) 第 6 第 1 項第 1 号から第 5 号まで又は第 7 号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (3) 第 11 又は第 12 の規定に反したとき。
- (4) 登録の有効期間中に、引き続いて 3 年以上耐震改修工事に関する事業を休止したとき。
- (5) 第 13 による申請があったとき。

- 2 知事は、前項の規定により登録を取り消した場合は、いわて木造住宅耐震改修事業者登録取消通知書（様式第 10 号）により通知しなければならない。

(申請書等の経由)

- 第 15 この要綱の規定により知事に提出する書類は、事業者の事務所の所在地を所管する広域振興局長を経由するものとする。

(登録票の閲覧・公表)

- 第 16 登録票を一般の閲覧に供するため、次の場所において閲覧所を設置するとともに、県土整備部建築住宅課のホームページその他の手段において公表する。

- (1) 県土整備部建築住宅課
- (2) 広域振興局土木部及び土木センター（岩手土木センター及び千厩土木センターを除く。）
- (3) 市町村建築担当課等
- (4) 建築関係団体

(補則)

- 第 17 この要綱に定めるもののほか、いわて木造住宅耐震改修事業者登録制度に関し必要

な事項は別に定める。

附 則（平成19年10月30日建住第666号）
この要綱は、平成19年10月30日から施行する。

附 則（平成21年10月1日建住第558号）
この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成22年3月26日建住第1189号）
この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月28日建住第607号）
この要綱は、平成24年1月1日から施行する。

附 則（平成30年4月11日建住第79号）
この要綱は、平成30年4月11日から施行する。

附 則（令和3年11月8日建住第611号）
この要綱は、令和3年11月8日から施行する。

- 附 則（令和7年6月5日建住第236号）
- 1 この要綱は、令和7年6月5日から施行する。
 - 2 第6第1項の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役又は旧刑法第13条に規定する禁錮の刑に処せられた者は、それぞれ拘禁刑に処せられた者とみなす。